

■第6回協議会のグループ別協議の整理

議題：沿道まちづくりにおける緑化の促進について

※任意の2つのグループ編成から、各委員意見を模造紙に集約し、協議から見出しをつけ整理しています。

■Aグループ

■沿道の敷地内緑化

●しばりではなく緩やかなルールで（義務ではなく推奨）

- ・なるべく生け垣化を推奨しよう
- ・届出時に市が指導する
- ・条例による緑化のしばりはできるのか？
- ・現在の市・都の緑化の基準でやるべき
- ・大規模なマンションや事業所等は屋上緑化の義務づけができるのでは
- ・大規模な建物はともかく個人の駐車場の緑化の義務づけは難しいのでは？



●狭山丘陵との関連（ガイドライン）は？

- ・狭山丘陵のガイドラインとの関係は→あくまで狭山丘陵のエリア、緑を守る視点に力点をおいている

●緑化の工夫

- ・高い生け垣で囲うのではなくオープンで開放感のある緑化の工夫をすべき
- ・高木・低木のバランスある植栽
- ・車などの見通しに配慮した緑化方法

●緑の維持・管理について

- ・緑化を奨めても落ち葉等の緑の維持・管理が問題→誰がどのようにやるのか

■新青梅街道の緑化について

●むしろ道路緑化を！

- ・拡幅分を大胆に緑地帯にできないか

■Bグループ

■沿道の敷地内緑化

●場所（エリア）によりメリハリをつける！

- ・基本は「みどりの基本計画」に沿い、エリアにより緑化誘導のメリハリをつける

●大規模建築物はある程度の規制による誘導、民有地への過剰な規制はしない

- ・大規模建築物は1.5mのセットバックで緑化を誘導する
- ・小規模な事業所、民有地への過剰な規制は必要ないのでは
- ・義務づけは建築行為が対象（義務づけ↔ルールによる緩やかな誘導か）



●沿道南北の緑の配置の工夫・検討！

- ・まちなみにおける北側に向く緑と南側に向く緑の配置の工夫が必要（敷地の前面と後背地）

■新青梅街道の緑化について

●村山らしいにぎわいを創出するために「緩和ゾーン」を創出する！

- ・モノレール駅前空間（予定地）のにぎわい創出に向け、緑化も含め「緩和ゾーン」を設ける
- ・駅前空間は過剰な規制より緩和策を!!
- ・核とサブ核は異なるイメージでの緑化誘導（※サブ核のイメージ・位置づけが不明瞭？）

●駅と駅間は緑化による良好なまちなみの形成

- ・モノレールの駅と駅間は緑化により閑静なまちなみを誘導する

●計画性のある規制誘導と緩和の公平性を図ることが必要

- ・現在は駅位置が確定しない。規制ゾーンと緩和ゾーンに関する地権者への対応は!?

●事前にポケットパークを計画的に配置する

- ・あらかじめセットバック部分にポケットパークを準備しておく（スポット的に）
→緑地空間が喪失しないように計画的な配置を行う

●統一した街路樹の整備

- ・統一した街路樹整備を都に要請（本市のイメージ→狭山丘陵の良好な環境を損なうことのないよう）

●農の緑を残す手立てを検討する

- ・生産緑地地区の指定（500 m²以上）→道路拡幅へ用地を協力すると農を守る担保性がなくなる矛盾!!